

○暫定使用承認とは

- ・土地が使用できない期間が長期化していることから、**工事完了前の仮換地※1の使用ができるかを確認**し、承認するための手続きです。
- ・使用できるかどうかは、土地区画整理事業として組合が新たに工事を行う必要がない（**原則として、使用される方ご自身で整備していただく**）ことや、土地を使用することで、**周辺の土地に冠水などの影響が生じないこと**などを確認したうえで判断します。
- ・暫定使用承認は、建物の建替えや新築、駐車場としての使用を想定しています。

○基本的な条件

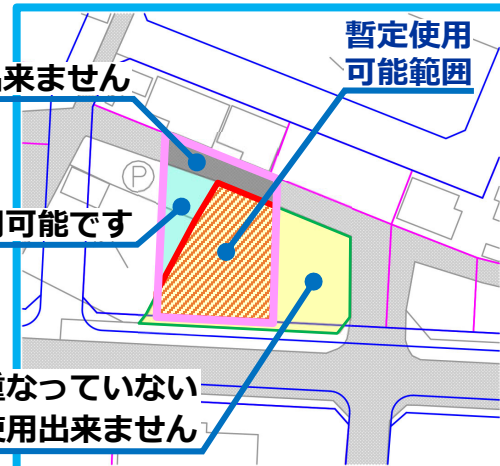
- ・ご自身の**従前地※2と仮換地が重なっている範囲**での使用をお願いします。
- ・ただし、仮換地の中に他の方の土地があり、その土地の権利を持っている方から同意を頂ける場合は、その部分も使用できる場合があります。（飛換地※3含む）
- ・道路などの公共施設と重なる部分については、**原則使用出来ません**。ただし工事の進捗状況によっては認められる場合もありますので、まずはご相談ください。
- ・仮換地を使用する場合は、**従前地を使用することは出来ません**。

●イメージ図

公共施設：原則使用出来ません

自己所有地外：同意がある場合、使用可能です

仮換地と重なっていない従前地：使用出来ません

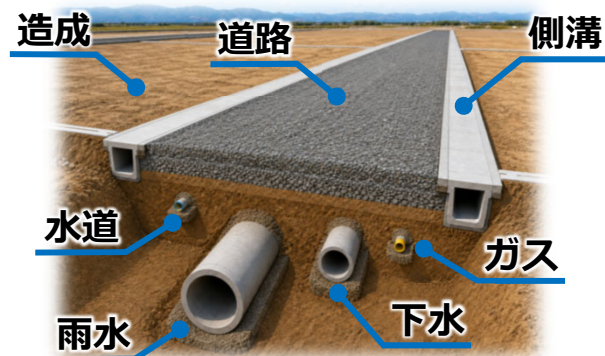


- ※1 仮換地：組合が指定した事業後の土地
- ※2 従前地：仮換地前の土地
- ※3 飛換地：従前地から離れた位置の仮換地

〔凡例〕	
□	： 該当仮換地
□	： 該当従前地
—	： 計画道路線
—	： 仮換地線
■	： 従前公共施設
■	： 従前自己所有地外
■	： 暫定使用可能範囲

○個別の確認事項①

☑各施設等の整備状況



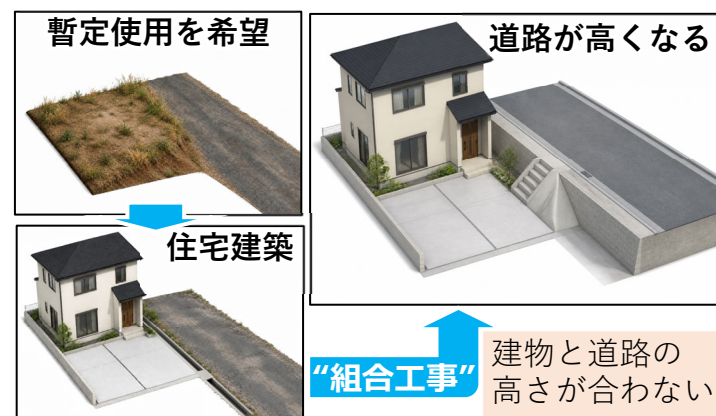
- ・特に排水状況は近隣の方への影響も確認した上で判断します。
- ・一部未整備の状態で使用を希望する場合、組合と調整のうえ、必要となる施設の整備をご自身で実施いただきます。

○個別の確認事項②

☑今後の整備による影響の有無

- ・暫定使用後は原則、補償できないため、将来整備計画を踏まえ、申請時点における使用が問題ないか判断します。

今後の整備により支障がでる場合の例



○暫定使用承認手続きの流れ

“まずは組合にご相談下さい”

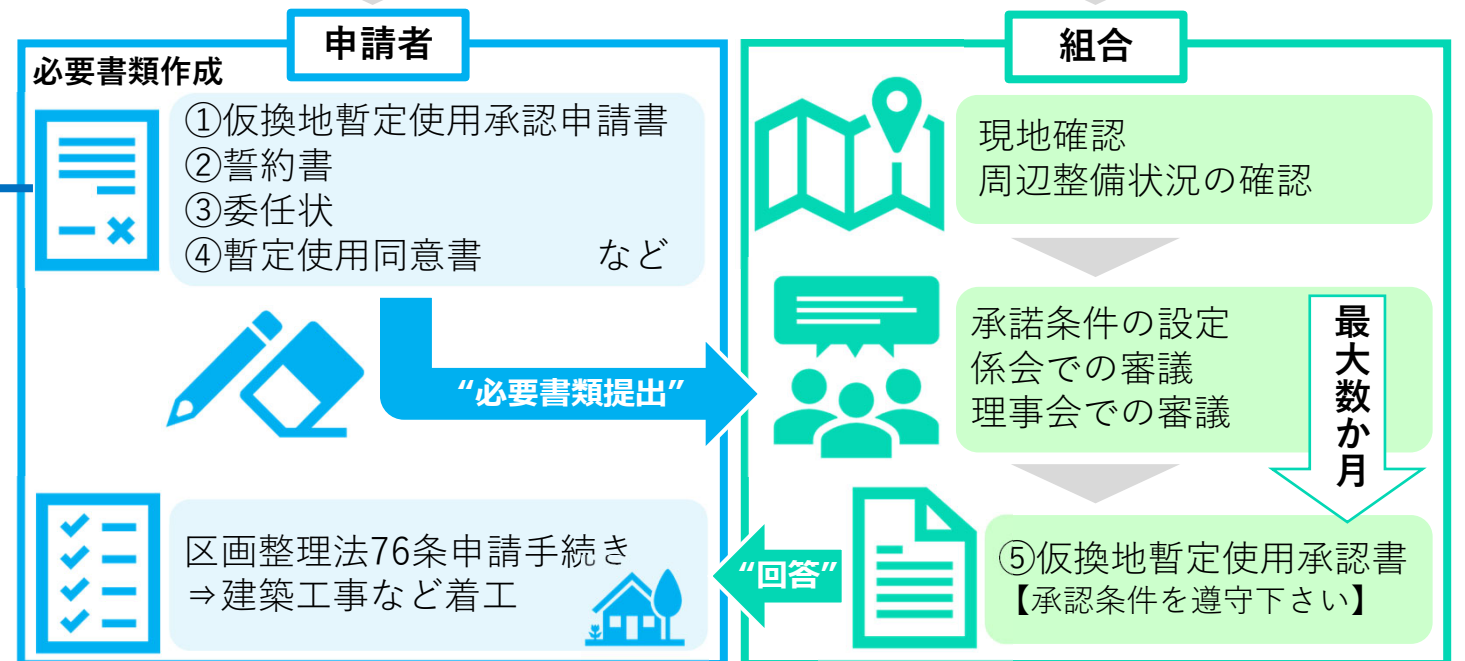


要望内容の確認や必要書類などをお渡しします。

☎ 連絡窓口：昭和株式会社 中志段味事務所
電話：052-262-3570

住 所：名古屋市守山区下志段味三丁目518番地
(公財)名古屋まちづくり公社 志段味事務所 2F

※スムーズなご案内のため、事前連絡をお願いします。



- ①**仮換地暫定使用承認申請書**（記入事項：街区番号・仮地番・面積・使用目的 など）
⇒ 現状の整備状況をご理解いただき申請いただく必要があります。
- ②**誓約書**（記入事項：申請者、土地所有者の署名 など）
⇒ 今後の事業に支障を生じさせないことを誓約いただきます。
- ③**委任状**
⇒ 申請者と土地所有者の方が異なる場合にご提出願います。
- ④**暫定使用同意書**
⇒ 使用地の底地にご自身以外土地を含む場合にご提出願います。

＜暫定使用同意書が不要な場合＞

- 1) 地権者要望などではなく、事業の一環（移転補償など）として進める場合
 - 2) 底地地権者の補償完了済みであり、既に仮換地を使用している場合
 - 3) 当該土地が使用収益開始ができる状態に近い場合
- ※これらの判断は組合で確認後、お伝えさせていただきます。

○その他留意事項

- ・申請ごとに状況を確認し、**個別判断となるため、使用のお約束はできません**。
- ・暫定使用後は申請者の方の管理となり、**補償などは原則できません**。
- ・申請から**許可まで状況により数か月を要します**。早めのご相談をお願いします。
- ・暫定使用にあたって必要な対応は**申請者のご負担で対応していただきます**。（除草/支障物の撤去 /簡易な造成/使用範囲の杭打ち/将来インフラ切替 など）